

3. 家電リサイクル法対象商品

家電4品目は、「家電リサイクル法」によりリサイクル処理が義務付けられています。
町で収集を行いませんので、以下の方法により処分してください。

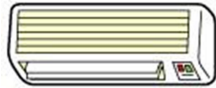
対象商品(4品目)

リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

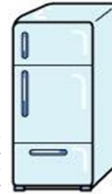
※直接指定取引場所に持ち込む場合は、収集運搬料金は不要です。



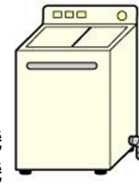
テレビ
(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)



エアコンディショナー



電気冷蔵庫
電気冷凍庫



電気洗濯機
衣類乾燥機

リサイクル料金は家電品目および製品メーカーにより、それぞれ異なります。

詳しくは、下記のホームページ、またはフリーダイヤルでご確認ください。

家電リサイクル券センター(RKC)

HP: <https://www.rkc.aeha.or.jp> ☎ 0120-319640



(1) 買い換えをする場合

買い替えをした場合は、同種の古いものは販売店に引き取りを依頼してください。

(2) 買い換え以外の場合

●引き取りを依頼する場合

- ・家電リサイクル品を購入した販売店がわかる場合
⇒購入された販売店に引き取りを依頼してください。
- ・家電リサイクル品を購入した販売店がわからない、近くにない場合
⇒住民課(0859-54-5210)までお問い合わせください。

●自ら指定引き取り場所に運搬し処分する場合

- ①処分する家電のメーカー名・サイズ・内容積(リットル数)を確認する。
- ②郵便局でリサイクル料金(振込み手数料が必要)を支払い、家電リサイクル券を受け取って必要事項を記入します。
- ③処分する家電と家電リサイクル券を下記指定引き取り場所に直接持ち込んでください。

家電リサイクル品指定取引場所	
日ノ丸西濃運輸(株)米子支店 米子市流通町430-2 ☎ 0859-39-3939 FAX 0859-37-0475	平林金属株式会社山陰工場 米子市旗ヶ崎2303 ☎ 0859-24-5551 FAX 0859-24-5552

※搬入日時については、各指定取引場所に直接お問い合わせください。